



国際刑事裁判所（ICC）への不当な攻撃に抗議し、 ICC への明確な支持表明を求める声明

1 国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）は、「二十世紀の間に多数の児童や女性、男性が、人類の良心に深く衝撃を与える想像を絶する残虐な行為の犠牲者となってきた」ことを受け、ジェノサイド犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪といった、国際社会共通の価値を毀損する特定の重大な犯罪である「国際犯罪」（コア・クライム）について、「不処罰の文化」を終わらせるために作られた国際刑事裁判所である。1998 年のローマ規程採択後、ICC は常設の国際刑事司法機関として、コア・クライムについて、個人の刑事責任を追及する役割を担ってきた。「国際社会全体の関心事である最も重大な国際犯罪」の被害者の苦しみに光をあて、法に則った司法手続を行うことで、人類全体の平和と安全と人間の尊厳を維持することが、ICC の使命である。

2 ICC がこのような重要な使命を担っているにもかかわらず、米国、ロシア、イスラエルなどの国々は ICC 規程に加入していない上に、近年、ICC に対してあからさまに敵対的な政策を取り続け、ICC の活動を重大な危機に晒している。

2023 年 3 月、ICC は、ロシアがウクライナの占領地域から子どもたちをロシア側に移送したことは国際法上の戦争犯罪にあたるとしてプーチン大統領らに逮捕状を発出した。これに対し、ロシア政府は、逮捕状を発出した ICC のカリム・カーン主任検察官や赤根智子 ICC 判事（現 ICC 所長）を指名手配した。

2024 年 11 月 21 日、ICC はパレスチナ自治区ガザにおける戦争犯罪と人道に対する罪に関し、イスラエルのネタニヤフ首相やハマス指導者らに逮捕状を発行した。

これに対し、米国議会下院は、2025 年 1 月 9 日、米国あるいはその同盟国の

国民が被疑者・被告人として ICC の捜査・起訴の対象とされることを阻止するため、ICC に対する個人・法人等からのあらゆる送金の停止、米国及び同盟国の国民を不当に調査、逮捕、起訴に直接的に関与した ICC の関係者に対してその資産凍結や米国への入国禁止・ビザの発給停止などの制裁を課す法案を可決した。

同法案は、同月 28 日、米国議会上院において否決されたが、同年 2 月 6 日、米トランプ大統領は、上記 ICC 関係者等の資産凍結、米国への入国禁止、当該 ICC 関係者等との資金授受の禁止等を内容とする大統領令に署名した。制裁対象はカーン検察官となっているが、今後拡大される余地がある。

この制裁は ICC 職員への給与の支払いなどを滞らせ ICC を機能不全にする可能性をもつものであり、ICC の任務遂行への影響が懸念される。

米大統領令は制裁の根拠として、ICC が正当な根拠もなく米国とイスラエルの政府関係者への管轄権を主張して権限を濫用した行動をとったとするが、ICC 及び検察官は ICC 規程で規定された管轄権の範囲内で活動しており、米大統領令の指摘は根拠を欠く。

ICC に対するこのような報復的な措置は、国際法に基づき存立している司法機関の独立に対する不当な介入であり、ICC 職員の個々の活動に対する制約にとどまらず、ICC 全体の国際刑事司法活動の停滞をも招きかねない極めて重大な攻撃である。ICC の活動の停滞は、最も重大な犯罪が処罰されずに放置されることにつながり、最も深刻な人権侵害を守り法の支配によって平和をもたらそうとする ICC の機能は著しく損なわれ、到底看過できるものではない。

3 HRN は、国際社会における法の支配を支える ICC が深刻な危機に直面している現状を踏まえ、ICC の存在意義の重要性を改めて訴える。

そして、日本政府に対して、国際社会における法の支配を貫徹するために引き続き ICC への貢献を続け、また ICC の活動に対する報復的な措置の撤回を働きかけるよう求めるものである。

日本は ICC 規程の起草過程に積極的に関与し、2007 年には ICC 規程に加入して締約国となっている。日本は ICC に対する最大の分担金拠出国（ICC の 2024 年度予算で 125 カ国の締約国中トップとなる約 37 億円）であるほか、2024 年 3 月には赤根智子氏が日本人として初めて ICC の所長に就任しており、ICC における日本のプレゼンスは名実ともに大きい。

2 月 6 日のトランプ政権の大統領令に対しては、国際社会からの反発と非難が高まっており、カナダ、フランス、ドイツ、英国などの 79 カ国・地域は 2 月 7 日、法の支配を促進し国際法と人権の尊重をもたらす上で ICC が担っている不可欠の役割を強調し、ICC の独立性や公平性を侵害するいかなる試みにも反対するとして制裁措置を非難する共同声明を発表した。しかし日本は、この共同声明に参加せず、沈黙する姿勢をとった。日本政府が常々、国際社会における「法の支配」の重要性を訴え、ICC に対しても強い支持を示してきたことからすれば、共同声明の参加を見送ったことはそのような政策とも一貫性をもたず、きわめて遺憾である。

ICC に対する、また判事や職員ら ICC 関係者個人に対する不当な攻撃が一部の国によって加えられているときに、それに対して沈黙を決め込むことは、ICC 締約国であり最大の分担金拠出国でもある日本がとるべき姿勢ではない。

赤根所長が繰り返し述べている、ICC の危機的状況についての訴えにも呼応して、不当な政治的攻撃から ICC を守る姿勢を明確に示すべきである。

日本政府には、国際社会において法の支配を尊重する姿勢を明らかにするという見地から、ICC に対する揺るぎない支持を表明することを要望する。